

社会福祉法人安養福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 安養福祉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、当法人の旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与等を支給している者又は本人が辞退した場合は、支給しない。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。